



## 民法(債権関係)の見直し ～「民法の一部を改正する法律」の概要～

明治29年(1896年)に民法が制定された後、債権関係の規定(契約等)について約120年間ほとんど改正がありませんでしたが、平成29年6月2日に民法の一部を改正する法律が公布され、2020年に施行となります。改正される点は約200項目ありますが、その中でもビジネス・経済活動に特に関連する改正項目をピックアップしましたので覚えておきましょう。

### 1. 短期消滅時効の廃止

今までは、例えば飲み屋のツケの時効消滅は1年、小売商や学生塾、弁護士報酬は2年、医師による診療報酬は3年と業種ごとに異なる短期の時効がありました。それらが廃止され、原則として「知った時から5年」に統一されます。

例1

権利を行使する事が出来る時から10年

知った時から5年

時効期間満了(5年)

例2

権利を行使する事が出来る時から10年

知った時から5年

時効期間満了(10年)

### 2. 法定利率の引き下げと変動利率の導入

今までは、法定利率は原則として年5%でしたが、改正後は法定利率が年3%に引き下がり、市中の金利動向に合わせて3年ごとに変動する制度が導入されました。

法定利率とは、契約に利率の定めがない場合や利息が法律の規定によって生じる場合に適用される利率。

3%に引き下げ

### 3. 個人保証人の保護の拡充(公証人による意思確認の新設)

今までは、事業主が融資を受ける場合に事業に関与していない第三者を簡単に保証人にすることができましたが、改正後は公証人による保証意思の確認を受け、保証意思宣明公正証書を作成してもらわなければ保証人にすることが出来ないようになります。

### 4. 約款を用いた取引に関するルールの新設

今まで、約款を用いた取引においての明確な法律がなく、詳細な内容を確認しないまま契約することが通例となっています。従って、新たに定型約款を用いた取引に関する改正がされます。改正後は、図1の要件を満たしている場合には顧客が定型約款の内容を認識していなくても内容の全てに合意したものとみなされます。また、図2の要件を満たしている場合には、定型約款の変更をすることもできます。

図1 定型約款が契約の内容となる要件

- ①当事者間で定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき
  - ②定型約款を契約の内容とする旨をあらかじめ「表示」して取引を行ったとき
- ※顧客の利益を一方的に害する不当な条項は、その効果が認められない。

図2 定型約款の変更の要件

- ①変更が顧客の一般の利益に適合する場合
  - ②変更が契約の目的に反せず、かつ、変更に係る諸事情に照らして合理的な場合
- ※「当社都合で変更する事があります」と記載してあっても、上記要件を満たす必要がある。

利用規約を  
定めている  
事業者の皆  
さん必見!